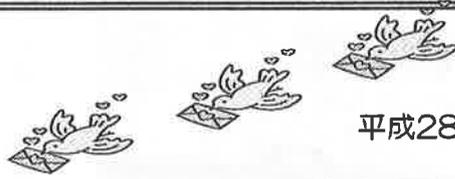


あびひろ



NO.346

平成28年11月11日発行

一般社団法人帯広消費者協会

とかちプラザ1F(西4南13)

TEL 22-7161(直通)

TEL 22-8393(相談)

Fax 66-5965

E-mail osk-1@atlas.plala.or.jp

消協だより

平成二十八年度高齢者セミナー 開催報告

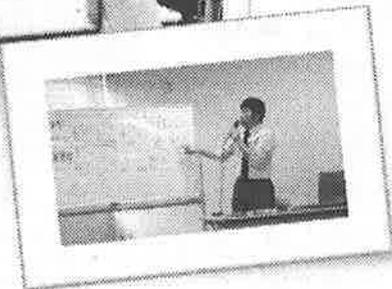
平成二十八年十月二十七日(木)午後二時より、帯広消費者協会の主催で高齢者セミナーが開催されました。

高齢者等の特殊詐欺被害を未然に防止するとともに、近年、相続に関する相談が多く寄せられていることから、「相続制度」に関する理解を深める趣旨で、講演テーマを「特殊詐欺への対応と知っておきたい相続制度について」とし、弁護士である本協会の丸谷誠会長が講師を務め、参加者三十七名が熱心に受講されました。



講師から、特殊詐欺も相続制度も高齢化社会における日常的課題であると指摘があり、相続についての基礎知識や多くの紛争事例、紛争にならないうための対応策等について、詳しく説明がありました。どんなケースにおいても、公正証書遺言を残すことで紛争は防げること、公正証書遺言の作り方や作成費用についても触れ、最後に「公正証書遺言で内容を明確にバランスを考えた理由を付け、意思表示することが大事」と述べられています。

特殊詐欺については、最近の被害件数と被害額の状況、新たな手口について説明があり、「マイナンバー制度のスタートや東京五輪大会に便乗した詐欺に十分注意するよう」呼び掛けがありました。



牛乳料理講習会終了報告



十一月十一日(金)午前十時より、とかちプラザ調理室において、会員二十一名・一般十五名の計三十六名が参加した「よつ葉乳業株式会社」協賛による「牛乳料理講習会」が開催されました。

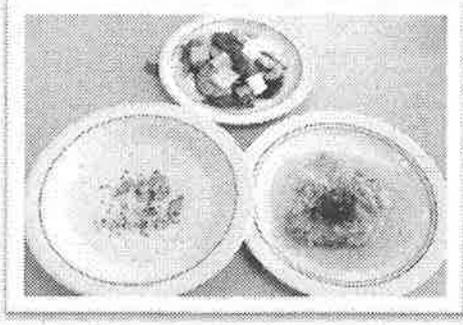
講師には、昨年、知事表彰「北海道社会貢献賞・調理師功労者」を受賞された、北海道ホテル取締役総料理長工藤一幸シェフをお迎えし、美味しい料理づくりのコツ・テクニクを分かりやすく教えていただきました。

メニューは「玉葱のクリームスープ」「鶏モモ肉のヨーグルト煮、マッシュルーム風味」「魚介類とチーズ・葉野菜の和え物、バルサミコ風味」の3品で、いずれもシェフのオリジナルレシピでした。



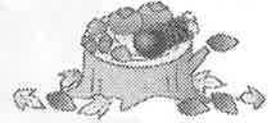
参加者の声

- 工藤シェフのシヨクがとても勉強になりました。玉ねぎの炒め方、どのくらい色が付くまで炒めればいいのか、基本的なことを教えて頂き、今後に活かせると思います。
- もうひと手間の加減が大事なんだと思いました。先生！素敵♡
- お料理がおいしかった。先生の料理の手さばきを見て勉強になりました。
- 乳製品は好きなので、それを使った家庭で使えるレシピが分かりやすく学べて勉強になりました。
- 美味しくいただきました。シェフのアイデアと仕事をたくさんみさせていただきありがとうございました。



平成28年11月

価格の動向



購入日：平成28年10月中旬～平成28年11月8日まで

単位：円(小数点以下銭)

	灯油(1ℓ当たり) 10店		
	最低	最高	平均
今月	54.00	67.00	61.85
前月	54.00	63.72	60.01
	ガソリン(1ℓ当たり) 8店		
	最低	最高	平均
今月	120.00	127.00	123.25
前月	111.00	124.00	117.38

	プロパンガス(メーター買い) 3店								
	5㎡当たり			10㎡当たり					
	最低	最高	平均	最低	最高	平均			
今月	5,815.00	6,048.00	5,916.33	9,471.00	9,774.00	9,583.00			
前月	5,815.00	6,048.00	5,916.33	9,471.00	9,774.00	9,583.00			

平成28年度

くらしのセミナー開催

テーマ

「冬場に自宅でできる、運動不足の解消法」 ～ 手軽に楽しく健康寿命を延ばしましょう! ～

講師：帯広市保健福祉部健康推進課
健康推進係主査 長谷川 昌二 氏

【日時】 平成28年11月29日(火)
13:30～15:00

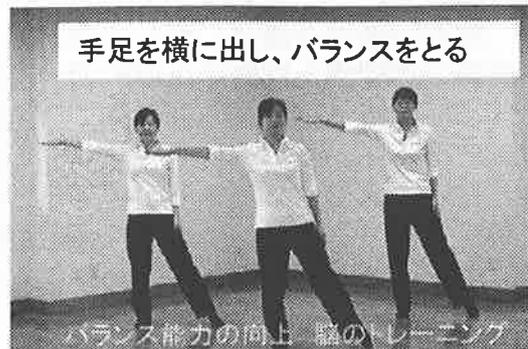
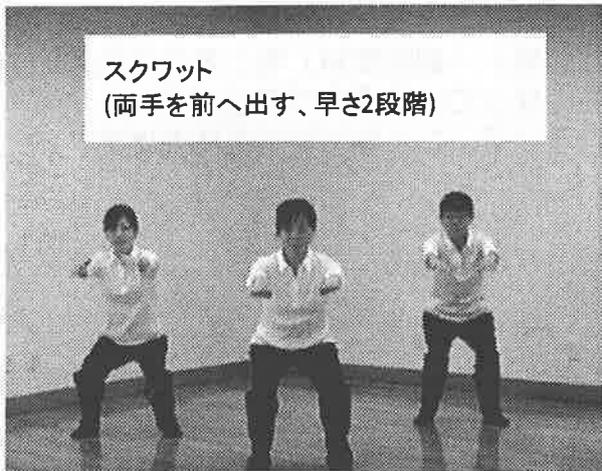
【場所】 とかちプラザ4階 講習室402

参加無料
定員30名

オビロビ「ゆっくり編」(10分39秒) <帯広市HPより>

- ・動作がその名のとおり、ゆっくりと全身を動かす全身運動を取り入れています。
- ・運動習慣のない人や高齢者向けの体操です。

【体操メニュー】



※ 痛みの出ない範囲で無理なく行いましょう!



トラブル急増!「お試し」のつもりが定期購入に!!

～ 低価格や無料の広告に惑わされず、契約の内容をしっかりと確認しましょう ～



- ホームページやSNS等で「健康に良い」「ダイエット効果あり」「肌にやさしい」とうたう広告を見て、健康食品、サプリメントや化粧品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入の契約だったというトラブルが急増しています。
消費者は「お試し」「1回だけ」と認識していたが、定期購入契約になっていて、2回目の商品が到着して初めて気がつくというケースが多くみられます。

【事例】

SNSの広告で、「ダイエットサプリ お試し無料 送料のみ」というのを見て、スマートフォンから注文した。1回限りだと思ったのに、2回目が届き、5,000円の請求書が入っており、定期購入だと気がついた。業者に解約を申し出たが、「最低5回の定期購入期間中は解約できない」と言われた。



< 消費生活アドバイスセンターからのアドバイス >

- 定期購入が条件になっていないか等、契約内容を確認しましょう。
ホームページやSNS上の広告で「お試し価格」「初回無料」等と表示されていても、複数月の継続購入といった定期購入が条件になっている場合があります。
「お試し」「無料」という広告に惑わされないで、しっかり契約条件を確認することが大事です。
- 解約の条件を確認しましょう。
業者が定期購入期間中は解約できないと拒否するケースが多くみられます。商品を購入する前には「定期購入期間内に解約が可能かどうか」「解約の申し出先や方法（電話やメール等）、解約料」も確認しておきましょう。
- 特に、スマートフォンで注文する際は表示される文字が小さいので、契約内容や解約条件を見落とさないように注意が必要です。
- 不安に思うことやトラブルが生じた場合には、消費生活センターに相談しましょう。

参考：国民生活センター発表情報2016年6月16日

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160616_1.html